

紙という技術・手法を用いた規制・制度から技術 中立性への見直し(投影用 簡略版)

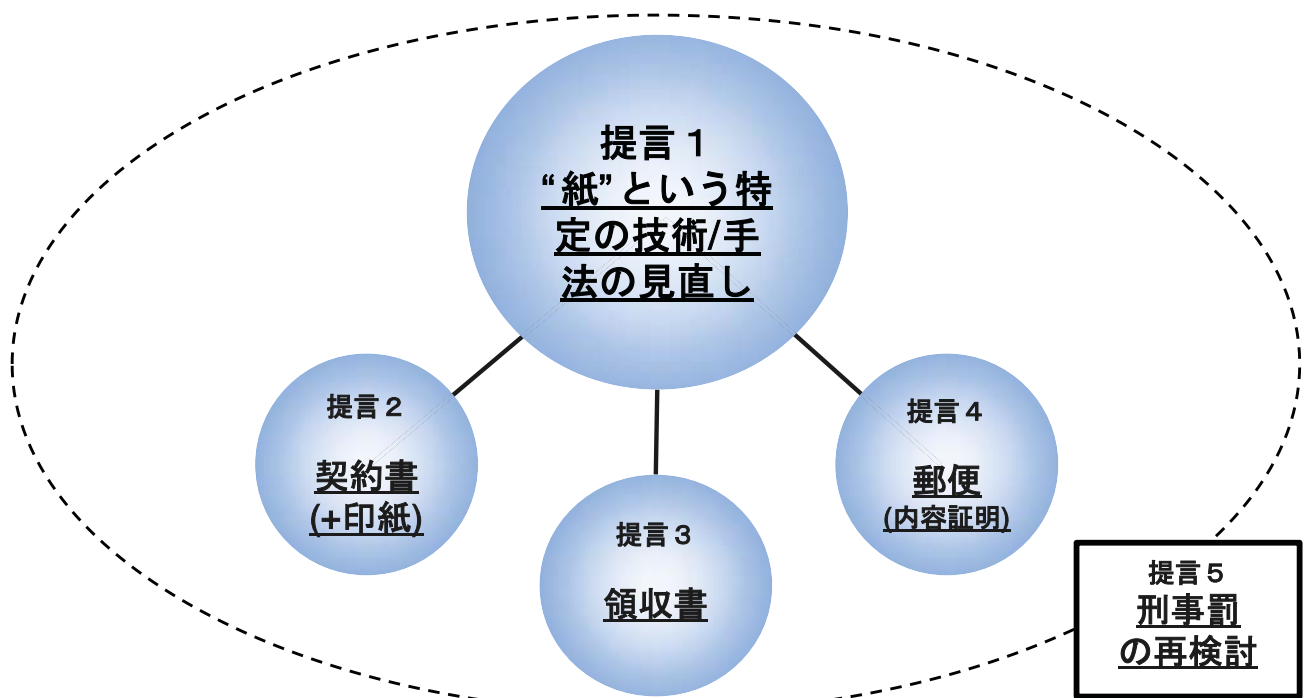
2020年10月12日
日本組織内弁護士協会

理事長 榑原 美紀 (弁護士)
事務総長 梅田 康宏 (弁護士)
理事 渡部友一郎 (弁護士)
座長 矢野 敏樹 (弁護士)

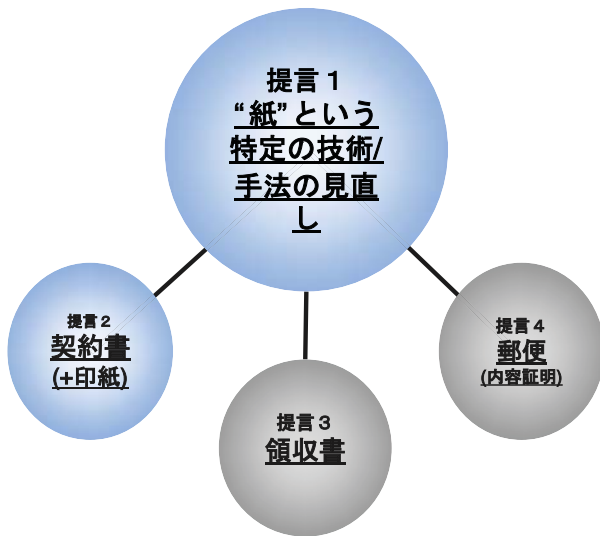


著作権；日本組織内弁護士協会：<https://jila.jp/>

紙という技術・手法を用いた規制・制度



提言2: 契約書(印紙)の見直し



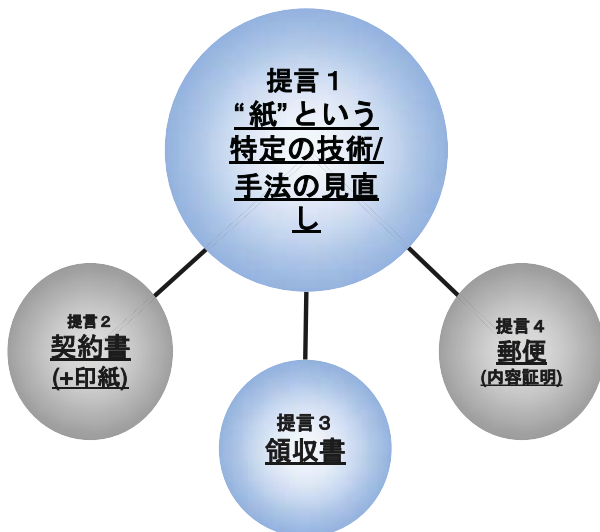
提言2-1: 電子署名法

- 認定制度の見直し
- 推定効の定め(同法第3条)の民事訴訟法への回帰・統合+電子署名法の純粋な業法化

提言2-2: 印紙及び貼付の見直し

- 電子契約: 印紙税非課税の継続
- 印紙&貼付 見直し

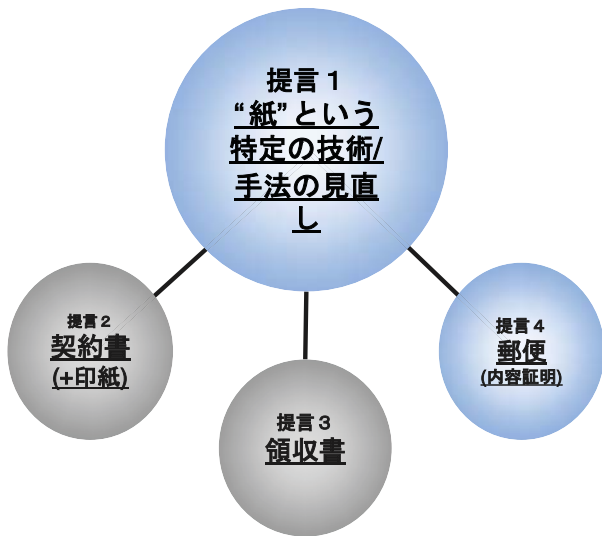
提言3: 受取証書(レシート)の見直し



提言3: 民法486条

- 民法第486条の文言上「証書」
- “紙”という技術・手法に限定せず、「受領情報/データ」を弁済者が受け取れば足りることを明らかに

提言4：内容証明の見直し



提言4-1：完全電子内容証明（郵便）

- e内容証明の発展的拡充

提言4-2：法人デジタル住所

- 電子私書箱の本格的検討

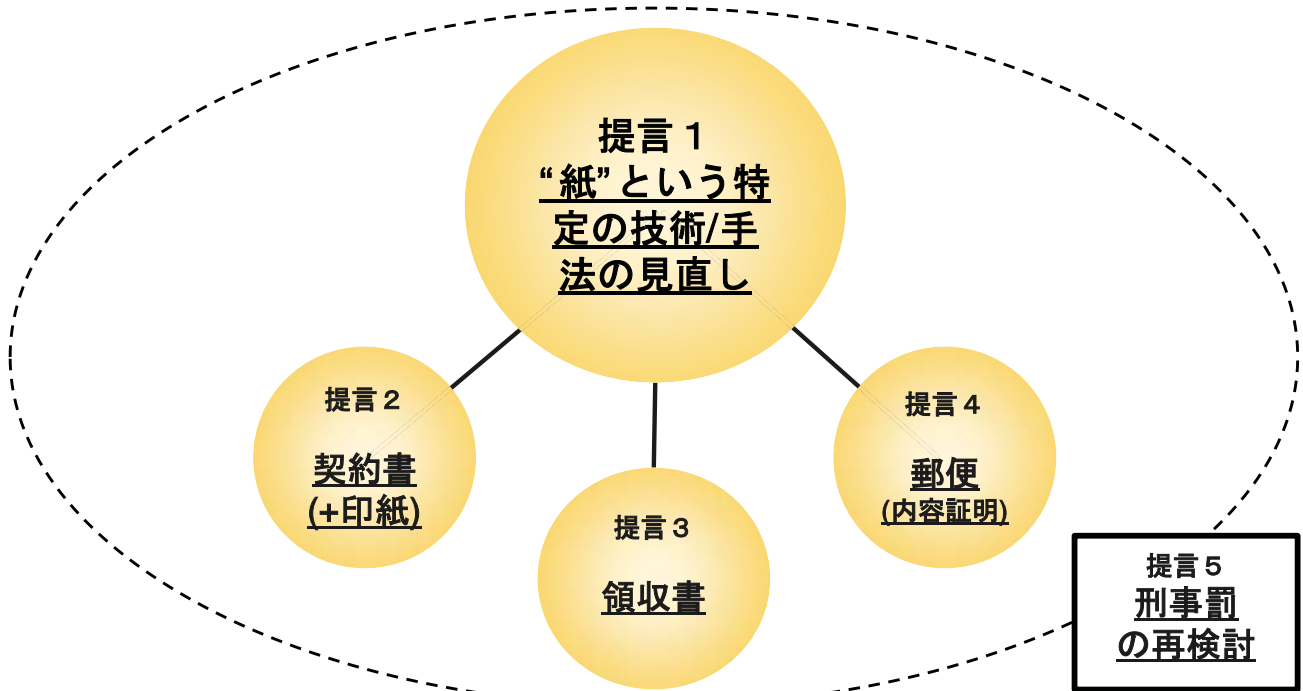
提言4-3：内容証明郵便の電子受取

- テレワークでも内容証明を受領可へ

提言4-4：現行の制度改良

提言4-5：郵便認証司の押印廃止

まとめ



付属資料



7

資料：日本組織内弁護士協会（JILA）概要

名称 日本組織内弁護士協会
英名 Japan In-House Lawyers Association
設立 2001年8月1日
理事長 榊原 美紀（弁護士）

会員数 1,789人（2020年9月現在）

会員資格

正会員：常勤又はこれに準ずる組織内弁護士

準会員：過去に正会員となりうる条件を満たしていたことのある弁護士

非登録会員：弁護士法第8条に基づく弁護士登録をしていないものの、弁護士法に基づき弁護士となる資格を有し、かつ、弁護士法第7条の欠格事由に該当しない者で、組織において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている者のうち、常勤要件を満たす者

URL <http://jila.jp>

綱領（一部抜粋）

「組織内弁護士に関する諸問題を研究し、必要に応じて政策を立案し、関係各機関に提言することによって、社会の組織内弁護士に対する理解を深め、評価を向上させ、その活動領域の拡大を図る」



8

資料：日本組織内弁護士協会（JILA）概要

部会一覧

第1部会	鋼鉄、繊維、化学等	第6部会	医療、医薬等
第2部会	銀行、証券、金融等	第7部会	不動産、建設、住宅不動産、建設、エネルギー等
第3部会	通信、IT、メディア、エンタメ系	第8部会	食品、印刷、物流その他
第4部会	行政庁、地方公共団体、教育機関等	第9部会	生命保険、損害保険等
第5部会	機械、電気機器等	第10部会	商社、コンサル等

日本組織内弁護士協会は、1,800名近い企業・組織の法務部門の第一線で働く組織内弁護士の会員を擁しています。